

公共調達審査会活動状況報告書

(部局名) 近畿厚生局

- 1 開催日 令和元年10月17日(木)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | | |
|-----|-------|----------|
| 委員長 | 外村 正美 | 健康福祉部長 |
| 委員 | 藤田 英美 | 企画調整課長補佐 |
| 委員 | 植木 和宏 | 年金指導課長補佐 |
| 委員 | 田川 努 | 医事課長補佐 |
| 委員 | 和田 文夫 | 指導監査課長補佐 |
- 3 審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日契約締結分
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|---------------------|----|
| ・審査対象件数 | 0件 |
| ・審議件数 | 0件 |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | 0件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|---------|----|
| ・審査対象件数 | 0件 |
| ・審議件数 | 0件 |
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|----------------------------------|----|
| ・審査対象件数 | 2件 |
| ・審議件数 | 2件 |
| うち、契約金額が500万円以上のもの | 0件 |
| うち、参加者が一者しかないもの | 2件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | 0件 |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|---|----|
| ・審査対象件数 | 3件 |
| ・審議件数 | 3件 |
| うち、直近の随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの | 0件 |
| うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの | 0件 |
| うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの | 0件 |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | 0件 |
- 5 審査案件の抽出方法
- 案件全てを審査対象とした。
- 6 審査結果
- 不適切等と判断した件数 0件
- 結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)
- 所見なし

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日契約締結分				部局名 近畿厚生局				
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
該当なし										

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日契約締結分

部局名 近畿厚生局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	令和元年7月1日～令和元年9月30日契約締結分			部局名	近畿厚生局			
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
複写機用再生紙購入（単価契約）	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月17日	レスター工業株式会社 大阪府大阪市中央区糸屋町2丁目3番2号	2120001092320	一般競争入札	4,513,789	4,012,578	88.89%	単価契約 @1,836円、他 応札者数1	所見なし
業務用自動車1台交換購入	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年9月3日	ネットヨタゾナ神戸株式会社 兵庫県神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号	3140001013736	一般競争入札（総合評価落札方式）	3,059,360	2,574,000	84.13%	応札者数1	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日契約締結分				部局名 近畿厚生局					
物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
近畿厚生局滋賀事務所 一般定期健康診断業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月3日	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院 滋賀県大津市富士見台16番1号	6040005003798	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第7号少額随契	55,858	55,858	100.0%	0	単価契約 @2,920円、他	所見なし
近畿厚生局兵庫事務所及び麻薬取締部神戸分室 一般定期健康診断業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月3日	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 兵庫県神戸市北区惣山町2丁目1番1号	6040005003798	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第7号少額随契	378,884	378,884	100.0%	0	単価契約 @1,620円、他	所見なし
近畿厚生局奈良事務所 一般定期健康診断業務委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号	令和元年7月3日	独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院 奈良県大和郡山市朝日町1番62号	6040005003798	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第7号少額随契	13,716	13,716	100.0%	0	単価契約 @5,724円、他	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。